

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 1 9 日

障害児入所施設 施設長
各 様
障害児通所支援事業所 管理者

三重県子ども・福祉部障がい福祉課長

令和 7 年度障害児通所（入所）給付費等算定に係る体制等に関する届出書、福祉介護職員等処遇改善加算計画書及び障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等補助事業計画書の提出について

障がい福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

加算に係る届出については、毎月 1 5 日までに行わなければ翌月から算定できないこととされていますが、福祉・介護職員等処遇改善加算及び前年度の 1 年間の実績等を踏まえて届け出る加算等については、**令和 7 年 4 月 1 5 日まで**に届出が受理された場合に限り、令和 7 年 4 月 1 日に遡って、加算を算定できる取扱いとします。

ただし、本特例は、福祉・介護職員等処遇改善加算及び前年度の 1 年間の実績等を踏まえて届け出る加算等に限りです。詳細は、届出要領をご確認ください。

【事務担当】

三重県子ども・福祉部

障がい福祉課 サービス支援班

電話：0 5 9－2 2 4－2 2 6 6

F A X：0 5 9－2 2 8－2 0 8 5

令和7年度 届出要領

1 令和7年4月1日の異動に係る届出の受理

1 届出内容

- (1) 前年度実績に基づく加算等で、変更がある場合は提出する必要があります。(前年度実績に基づく加算等に該当するかどうかは「三重県指定障害福祉サービス事業等申請手続きの手引き 別冊 提出書類一覧令和7年4月版」をご確認ください。

※以下の加算を申請している場合は、変更の有無に関わらず**必ず**提出が必要です。

サービス種別	各種届出事項
児童発達支援	看護職員加配加算（重心）
放課後等デイサービス	看護職員加配加算（重心）

- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算

令和7年4月1日から新たに算定又は区分の変更をする場合には、届出書を提出してください。

なお、令和7年度に福祉・介護職員等処遇改善加算を算定する事業所は、前年度の当該加算の算定の有無に関わらず、処遇改善加算計画書の提出が必要となります。

- (3) 業務継続計画未策定減算に関する届出

令和7年3月31日で経過措置が終了となりますので、提出書類一覧表を確認のうえ、業務継続計画未策定の場合は、減算ありとして、「あり」を選択し、業務継続計画策定済みの場合は、減算なしとして、「なし」を選択し届出書を提出してください。

なお、業務継続計画の策定及び当該業務計画に従い必要な措置を講じていない場合は、減算となりますのでご注意ください。

【届出が必要なサービス】

保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

経過措置：令和7年3月31日までの間、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、当該減算を適用しない。

【業務継続計画が未策定の場合提出が必要な対象サービス】

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

経過措置：令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。

2 提出期限

令和7年4月15日

3 提出先

(ア) 体制等に関する届出書

事業所所在地の保健所又は福祉事務所

(北勢福祉事務所、鈴鹿保健所、津保健所、松阪保健所、多気度会福祉事務所、伊賀保健所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所)

(イ) 計画書

提出フォーム：<https://logoform.jp/f/LU9zx>

4 提出部数

(ア) 体制等に関する届出書

2部（提出分とは別に、必ず事業者控えを保管すること）

5 提出様式

体制届様式ライブラリ（児童福祉法関係）からダウンロードしてください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOH0/HP/77249032684.htm>

2 令和7年5月1日以降の異動に係る届出の受理

利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとします。

変更がある場合は、提出書類一覧表を確認のうえ、加算に応じた届出書を提出してください。

3 障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等補助事業

障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等補助事業を実施します。

詳細につきましては、実施要綱をご確認の上、ご申請ください。

○三重県 障がい事業者向け TOP

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOH0/HP/60549032672-01.htm>

※「厚生労働省」「こども家庭庁」で実施要綱が異なりますので、ご注意ください。

【障害福祉人材確保・職場環境改善等事業 コールセンター】

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9:00～18:00（土日含む）

【参考】

提出書類	障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業計画書	福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和7年度）	体制等に関する届出書
提出先	電子申請届出システム https://logoform.jp/f/LU9zx		事業所所在地の保健所又は福祉事務所
提出方法	電子媒体（Excel）	電子媒体（Excel）	紙媒体
提出期限	令和7年4月15日		
留意事項	※補助金計画書を提出する場合は、加算計画書と併せて一括申請してください。 ※加算のみ申請した方が補助金の申請をされる場合は、フォーム内で、「加算計画書、補助金計画書提出」を選択し計画書を提出してください。その場合、先にご提出いただきました「加算計画書提出（補助金計画書を提出しない）」は無効となります。 ※計画書に誤りがあり、再提出したい場合は、提出期限内に限り認めます。その場合、「加算計画書、補助金計画書再提出」を選択し、計画書を提出してください。一方の計画書に誤りがある場合も、それぞれの計画書を再度提出してください。その場合、先にご提出いただきました「加算計画書、補助金計画書提出」は無効となります。		